

平成20年9月24日

各位

会社名 セイコーエプソン株式会社
代表者名 代表取締役社長 碓井 稔
(コード番号: 6724 東証第一部)
問合せ先 経営管理部長 有賀 洋一
TEL: 0266 (52) 3131 (代表)

当社子会社であるオリエント時計株式会社株式に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

セイコーエプソン株式会社（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成20年9月24日開催の取締役会において、下記のとおりオリエント時計株式会社（コード番号: 7764 グリーンシート銘柄、以下「対象者」といいます。）の普通株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

当社は、本日現在、対象者の発行済株式総数の51.99%（16,521,250株。なお、小数点以下第三位を四捨五入しています。）を保有し、対象者を連結子会社としておりますが、このたび、対象者を当社の完全子会社とすることを目的として、対象者の発行済株式の全て（但し、当社が保有する対象者株式及び対象者が保有する自己株式を除きます。）を取得する本公開買付けを実施いたします。

なお、対象者は、平成20年9月24日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意を表明するとともに、対象者の株主に対して本公開買付けに応募することを勧める旨の決議を行っております。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程

当社グループ（当社並びに当社の子会社及び関連会社をいいます。）は、情報関連機器（プリンタ・液晶プロジェクター・PC等）、電子デバイス（中・小型液晶ディスプレイ・水晶振動子・CMOS LSI等）、精密機器（ウオッチ・ウオッチムーブメント・プラスチック眼鏡レンズ・水平多関節型ロボット等）などの開発、製造、販売を主な事業とし、当社及び当社と一体となった国内外の製造・販売関係会社（連結子会社98社、非連結子会社のうち持分法適用会社2社、及び持分法適用関連会社4社）によって事業展開を行っております。

当社グループは、イメージングソリューションを提供するリーディングカンパニーとしての事業基盤を十二分に活かし、将来にわたって着実に成長していくための指針として、平成15年に中長期基本構想（SE07）（以下「中長期基本構想」といいます。）を策定し、i1（imaging on paper: プリンタ）、i2（imaging on screen: プロジェクター）、i3（imaging on glass: ディスプレイ）という当社グループの強みが活かせる事業ドメイン（3i）に経営資源を集中し、完成品事業と電子デバイス事業が連携を図りつ

つ各事業領域を拡大すると同時に、これらの3つの「i」分野が連携・融合しながら新しい市場や事業を創出していくことを目指しています。

一方、対象者は、昭和25年の設立以来、「ORIENTブランド」の腕時計の製造・販売を主たる業務として、グローバルな販売活動を展開しております。

対象者は、昭和36年10月には東京証券取引所市場第二部に株式を上場し、その後、子会社である秋田オリエント精密株式会社（以下「秋田オリエント精密」といいます。）が、プリンタ部品及び水晶振動子の加工・組立・販売を行い、また株式会社ユーティーエスが半導体シリコンウェハの加工を行うことにより、情報関連事業及び電子デバイス事業にも進出し、グループの事業を拡大してきました。当社グループは、ウォッチ事業の販売先として、またプリンタ事業及び水晶デバイス事業の製造委託先として、対象者及びその子会社との取引を開始し、また対象者に対して資本参加及び役職員の派遣を行ってきました。対象者は、時計事業における国内の消費低迷などから業績が悪化し、平成12年3月期に連結債務超過に陥りました。これに対し、対象者は平成12年10月に再建計画を策定し、平成13年3月には財務基盤の安定化と関係強化を目的として、当社を引受先とする第三者割当増資を実施した結果、当社が51.99%の株式を保有することとなり、対象者は当社の連結子会社となりました。

その後対象者は、上場維持を図るべく、資本増強等債務超過解消の方策について検討を重ねましたが、平成15年3月期まで3期連続の債務超過に陥り、平成15年7月、対象者の株式は、東京証券取引所市場第二部の上場を廃止されました。現在対象者の株式は、日本証券業協会のグリーンシート銘柄の指定を受けております。

また、この間、秋田オリエント精密は、時計製造で培った精密加工・組立技術を活かして、当社グループのプリンタ製品に使用する部品の加工・組立及び水晶振動子の加工へと事業内容の転換を果たし、以降、当社グループの重要な国内製造拠点の一つとしての役割を担っています。

現在の当社グループを取り巻く事業環境につきましては、デジタル化の進展による参入障壁の低下がもたらした競争激化や、商品・技術の成熟化により差別化がますます困難になるなかで、熾烈な価格競争あるいは商品の短サイクル化などが進行し非常に厳しい状況にあります。このような厳しい事業環境を勝ち抜き、当社グループの今後の更なる成長を実現するためには、グループ経営戦略に沿った迅速かつ的確な意思決定とその実行によって、グループ経営体質を強化していくことが必要不可欠となります。そして、当社グループの中長期基本構想でも当社グループの支柱事業として位置づけられているプリンタ事業、及び電子デバイス事業の中核となる水晶デバイス事業において、これを実現するためには、対象者グループとの一層の連携強化が必要となります。

そこで当社は、本公開買付け及びその後に予定している株式交換により対象者を完全子会社化し、必要な施策を推進していくことが、当社グループの経営のスピードを向上するとともに更なる効率化の実現につながり、当社グループにおける経営資源の最適配置及び企業価値の最大化の観点から最善の選択であるものと判断いたしました。

対象者にとりましても、対象者グループ（対象者並びに対象者の子会社及び関連会社をいいます。）の主力事業である情報関連事業と電子デバイス事業が、当社グループからの製造受託であるという性格を有す

ることから、対象者グループが独自に生産技術力や生産性を向上するには限界があります。今後予想される対象者グループの厳しい事業環境を考慮すると、対象者が当社の完全子会社となることによって、対象者グループは、当社グループ内において、より柔軟かつ機動的に事業基盤を強化するとともに、安定的な企業経営を実現することができ、最終的には対象者の顧客、従業員及び取引先等のステークホルダーに持続的な利益を提供する好機になるものと考えております。

なお、当社は、対象者の完全子会社化後も、対象者の従業員及び時計事業等に関連するブランド等につきましては維持継続する予定です。当社は、対象者の完全子会社化を完了した後は、対象者グループが当社グループの技術、ノウハウ、生産設備、生産方式などの経営資源を有効活用することにより、より効率的かつ機動的な事業オペレーション体制を構築できるよう、対象者の経営を行ってまいります。まず、秋田オリエン特精密が営むプリンタ事業については、自動化・高効率合理化生産設備の共同開発と導入により、高品質・低コスト製品の製造・加工を可能とし、対象者グループ、ひいては当社グループのさらなる競争力強化につなげることを目指します。また、同様に秋田オリエン特精密が営む水晶デバイス事業についても、当社グループの主力製品で今後多彩なアプリケーションへの搭載が期待されるジャイロセンサーなどの国内量産基幹拠点として位置付け、新たな生産方式の開発・導入により生産効率性を向上するとともに、製品の量産立ち上げを中心に商品開発のスピード化を実現し、事業の拡大と強化を目指していきます。一方、対象者グループの時計事業においては、当社グループの有する精密機器事業における生産・製造に関する技術、ノウハウ、人材などの経営資源の活用を通して、製造基盤の強化を図るとともに一層の採算改善に取り組むこととします。これらの施策により、対象者グループの事業体質及び経営基盤の強化を行ない、対象者グループ、ひいては当社グループ全体の企業価値の最大化を図っていきたいと考えております。

また、当社は、対象者の完全子会社化後も、対象者グループを含めた当社グループ内における経営資源の最適配分及びそれによる当社グループ全体の企業価値の最大化の観点から、当社グループと対象者グループとのさらなる関係強化を図りつつ、当社グループ内外における再編を含むあらゆる可能性も視野に入れ、その時々における最善の施策を継続的に検討し、実施していく所存です。

なお、上記各施策の決定及び実行にあたって、適時開示の必要が生じた場合には、適時開示規則に従い、適切に情報開示をいたします。

(3) 買付価格の公正性を担保するための措置

当社は、本公開買付けにおける対象者株式の買付け等の価格（以下「買付価格」といいます。）の公正性を担保するため、買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であり、当社のフィナンシャル・アドバイザーである日興コーディアル証券株式会社（以下「日興コーディアル証券」といいます。）から平成20年9月22日に提出された株式価値算定書を参考にいたしました（なお、日興コーディアル証券からは買付価格の公正性に関する意見（フェアネスオピニオン）は取得しておりません。）。日興コーディアル証券は、類似上場会社比較法、ディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて対象者の株式価値を算定しております。それぞれの手法によって算定された対象者の1株あたりの株式価値の範囲は、類似上場会社比較法では107円から131円、DCF法では102円から156円であります。当社は、かかる株式価値算定書を参考にし、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの成立の見通し等も総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉結果等もふまえ、平成20年9月24日開催の当社取締役会において、最終的な買付価格を130円と決定いたしました。

た。なお、買付価格130円は、当社取締役会開催日の前営業日（平成20年9月22日）直近の取引成立日（平成20年9月22日）において成立した取引の売買価格70円に対して、85.71%（小数点以下第三位四捨五入）、当社取締役会開催日の前営業日（平成20年9月22日）において日本証券業協会が公表した対象者普通株式の買い気配値70円に対して、85.71%（小数点以下第三位四捨五入）、それぞれ上回っております。

一方、対象者においては、当社が対象者の親会社であることから、対象者の他の株主に対して提示する買付価格その他の条件についてその公正性を担保するため、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であり、対象者のフィナンシャル・アドバイザーである新光証券株式会社（以下「新光証券」といいます。）から、平成20年9月22日に提出された株式価値算定書を参考にいたしました（なお、新光証券から買付価格の公正性に関する意見（フェアネスオピニオン）は取得していません。）。また、対象者のリーガルアドバイザーである山崎法律事務所からも対象者の意思決定の公正性の担保について必要な法的助言も得ております。

対象者はこれらの内容を踏まえたうえで、当社との協議内容や本公開買付けの諸条件を検討した結果、平成20年9月24日開催の取締役会において、本公開買付けの諸条件は妥当であり、当社以外を対象者の株主に対して合理的な価格により対象者の株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けについて賛同の意を表明するとともに、対象者の株主に対して本公開買付けに応募することを勧める旨の決議を行いました。

以上に加え、当社は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を比較的長期間である34営業日に設定することにより、他の買付者による買付けの機会を確保するとともに、対象者の株主に対して本公開買付けの応募の適切な判断機会を提供しております。また、当社と対象者との間で、対象者株式の買付けについて、他の買付者の出現及び遂行を阻害するような合意は存在していません。このように、第三者からの買付けの機会を確保することにより、本公開買付価格の適正性を客観的にも担保しています。

（4）利益相反を回避するための措置

当社と当社の連結子会社である対象者の間の利益相反を回避するための措置として、上記（3）記載のとおり、当社と対象者はそれぞれ別個に、当社及び対象者とは独立した第三者算定機関から株式価値算定書を取得し、それを参考に当社は本公開買付けの買付価格を決定し、対象者は本公開買付けに対する賛同等に関する判断をいたしました。

また、対象者の取締役会は本公開買付けに対する意見表明にかかる決議をするにあたり、新光証券による株式価値算定書に加え、対象者のリーガルアドバイザーである山崎法律事務所の助言も参考にいたしました。なお、平成20年9月24日開催の対象者取締役会において本公開買付けに賛同するとともに、対象者の株主に対して本公開買付けに応募することを勧める旨の決議をするにあたっては、対象者の代表取締役社長である渡邊淳氏及び取締役である佐藤敏氏は当社の従業員であるため、対象者における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から審議及び決議には参加しておらず、対象者の社外監査役である草深完至氏及び内藤高弘氏はいずれも当社の従業員であり、また常勤監査役上村和孝氏も当社の従業員であるため、それぞれ利益相反のおそれがあることから、上記審議及び決議に対していずれも意見を差し控えております。対象者の上記取締役会においては、このような利益相反回避のための措置が採られたうえで、上記渡邊氏

及び佐藤氏以外の対象者の取締役全員が参加し、決議に参加した取締役の全員一致で賛同の意見を表明し、対象者の株主に対して本公開買付けに応募することを勧めることが決議されました。

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、本公開買付けにおいて、買付予定の株券等の数に上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。

上記(1)及び(2)記載のとおり、当社は、対象者を当社の完全子会社とすることを企図しておりますが、グリーンシート銘柄の指定を受けている対象者の株式は、金融商品取引所市場に上場している有価証券とは異なり、流動性が低いなかで、対象者の株主へ売却の機会を提供しつつ円滑に完全子会社化を行うため、本公開買付けを実施いたします。本公開買付けにより当社が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除いた対象者の発行済株式の全てを取得できなかった場合、当社は、本公開買付け後に、対象者との間で、当社を完全親会社、対象者を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことにより、対象者の株主に対して対象者株式にかかる株式買取請求権行使の機会を提供しつつ、対象者の発行済株式の全てを取得することを予定しております。本株式交換においては、対象者の株主（但し、当社を除きます。）が所有する対象者株式の対価として金銭を交付することを予定しております。なお、当社は、対象者に対し、本株式交換について、会社法第784条第1項に定める略式株式交換の制度の活用を要請する可能性があり、その場合には対象者における株主総会の決議を経ずに本株式交換が実施される可能性があります。また、当社においては、会社法第796条第3項本文に定める簡易株式交換により、当社の株主総会の承認決議を経ずに本株式交換を実施する予定です。

なお、当社は、本株式交換について効力発生日を平成21年3月1日（予定）とし、対象者の株主（但し、当社を除きます。）が所有する対象者株式の対価として金銭を交付することを予定しておりますが、関連法令についての当局の解釈等の状況並びに本公開買付け後の当社の株券等所有割合及び当社以外を対象者株主による対象者株式の保有状況等によっては、本株式交換の実施の有無又は対価・実施時期等の諸条件に変更が生じる可能性や、本株式交換に代えてそれと同等の効果を有する他の方法により、対象者の発行済株式の全てを取得する可能性があります。

また、本株式交換が行われる場合、交付されることとなる金銭の額は現段階では未定ですが、当該額は特段の事情がない限り、本公開買付けの買付価格と同一の価格を基準とする予定です。しかしながら、その算定の時点が異なることから、当該算定時点における対象者の経営、事業、業績及び財政状態並びにこれらの見込み、対象者の事業を取り巻く経営環境の変化、当社グループの業績等の変動や株式市場の影響並びに裁判所の判断等といった特段の事情により、当該額が本公開買付けの買付価格と異なる可能性があります。

本株式交換については、本株式交換に反対する対象者の株主が会社法第785条その他関連法令の定めに従い、対象者に対して株式買取請求権を有する場合がありますが、株式買取請求権を行使した場合の1株当たりの買取価格についても、最終的には裁判所が判断することとなるため、本公開買付けの買付価格又は本株式交換に際して対象者の株主に交付される財産の経済的価値とは異なる可能性があります。本公開買付け、本株式交換又は本株式交換に際しての株式買取請求にかかる税務上の取扱い等については、株主の皆様が、自らの責任において、各自の税務アドバイザー等にご確認いただきますようお願いいたします。

本株式交換又はそれに代わる手続の具体的な日程等の詳細につきましては、対象者と協議の上、決定次第、速やかに公表いたします。

(6) 対象者株式がグリーンシート銘柄の指定の取消しとなる見込みがある旨及び指定の取消しを目的とする理由

対象者株式は、現在、日本証券業協会のグリーンシート銘柄に指定されておりますが、当社は、本公開買付け終了後、上記(5)記載の本株式交換の手続により、対象者が当社の完全子会社となる場合には、取扱証券会社より日本証券業協会へグリーンシート銘柄の指定の取消し届出がなされる予定であり（届出の日程等は現時点で未定です。）、かかる届出により、対象者株式は、日本証券業協会のグリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則に従い、所定の手続を経てグリーンシート銘柄の指定を取り消されることとなる見込みです。なお、この届出は、対象者が最終的に当社の完全子会社となることを見込んで行うものであり、本公開買付けは、上記(1)及び(2)に記載のとおり、対象者を最終的に当社の完全子会社とすることを目的とするもので、指定の取消し自体を目的とするものではありません。

グリーンシート銘柄の指定が取消しとなった後は、対象者株式について日本証券業協会のグリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則に基づく店頭取引を行うことができなくなりますが、上記(5)記載のとおり、当社は、本公開買付け終了後に本株式交換を実施することを予定していますので、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主は本株式交換により対象者株式の対価（上記(5)に記載のとおり、対価は本公開買付けの買付価格と同一の価格を基準とする予定ですが、現段階では未定です。）を受領する予定です（また、本株式交換に反対する対象者の株主は会社法第785条その他関連法令の定めに従って株式買取請求権を有する場合があります。）。但し、上記(5)に記載のとおり、本株式交換の実施の有無又は時期等の諸条件に変更が生じる可能性があります。

また、上記指定取消しの届出が何らかの理由により行われず又は遅延した場合でも、本株式交換の実施に伴い、日本証券業協会のグリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則に基づく、対象者の完全子会社化を理由とする日本証券業協会による指定取消しの規定に従い、対象者株式は、所定の手続を経てグリーンシート銘柄の指定を取り消されることとなる見込みです。

(7) 当社と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

当社は、対象者の第三位株主（平成20年6月30日現在）である株式会社みずほコーポレート銀行との間で、平成20年9月24日に公開買付けの応募に関する契約を締結し、同社の所有する対象者株式1,433,000株（本日現在、発行済株式総数に対する所有割合4.51%（小数点以下第三位を四捨五入しています。））の全てについて原則として本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 商 号	オリエン特時計株式会社
② 事 業 内 容	腕時計の製造販売、プリンタ及び同関連製品の製造販売、水晶振動子及び同関連製品の製造販売
③ 設 立 年 月 日	昭和25年7月13日
④ 本 店 所 在 地	東京都千代田区外神田二丁目4番4号
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 渡邊 淳

⑥ 資 本 金 (平成20年9月24日現在)	1,937 百万円	
⑦ 大株主及び持株比率 (平成20年3月31日現在)	当社 52.0% 影山 保子 9.4% 株式会社みずほコーポレート銀行 4.5% 大山 英夫 1.9% 河原 義明 1.6% 影山 雅子 1.5% 株式会社損害保険ジャパン 0.9% 石川 昌宜 0.8% 株式会社清里中央オートキャンプ場 0.7% 花岡 詮 0.6%	
⑧ 買付者と対象者の 関 係 等	資 本 関 係	当社は、平成20年9月24日現在、対象者の普通株式 16,521,250 株（対象者の発行済株式総数の 52.0%）を所有しております。
	人 的 関 係	対象者の代表取締役社長である渡邊淳氏及び取締役である佐藤敏氏は当社の従業員であり、対象者の社外監査役である草深完至氏及び内藤高弘氏並びに常勤監査役上村和孝氏も当社の従業員です。このほか、公開買付者は対象者へ従業員を3名出向しております。
	取 引 関 係	当社は対象者へウオッチムーブメント等を販売しております。なお、当社グループと対象者グループとの間には、情報関連機器事業、電子デバイス事業及び精密機器事業において取引があります。
	関連当事者への 該 当 状 況	対象者は当社の連結子会社であるため、関連当事者に該当いたします。

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成20年9月25日（木曜日）から平成20年11月13日（木曜日）まで（34営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格 1株につき、金130円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付けにおける買付価格である1株あたり130円を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であり、当社のフィナンシャル・アドバイザーである日興コーディアル証券より平成20年9月22日に提出された株式価値算定書を参考にいたしました（なお、日興コーディアル証券からは買付価格の公正性に関する意見（フェアネスオピニオン）は取得しておりません。）。

日興コーディアル証券は類似上場会社比較法とDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値を算定しております。

株式価値算定書によりますと、各手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

- i 類似上場会社比較法：107円から131円

ii DCF法：102円から156円

i 類似上場会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場価格や収益性等を示す財務諸表との比較を通じて対象者の株式価値を評価し、1株当たりの普通株式の価値の範囲を107円から131円までと算定いたしました。

ii DCF法では、対象者の平成21年3月期から平成23年3月期までの収益予想や事業投資等の計画の諸要素を前提とし、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュフローを一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の株式価値を評価し、1株当たりの普通株式の価値の範囲を102円から156円までと算定いたしました。

当社は、株式価値算定書の各手法の算定結果を慎重に検討いたしました。その結果、当社は、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの成立の見通し等も総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉結果等も踏まえ、最終的な買付価格を130円と決定いたしました。

なお、買付価格130円は、当社取締役会開催日の前営業日（平成20年9月22日）直近の取引成立日（平成20年9月22日）において成立した取引の売買価格70円に対して、85.71%（小数点以下第三位四捨五入）、当社取締役会開催日の前営業日（平成20年9月22日）において日本証券業協会が公表した対象者普通株式の買い気配値70円に対して、85.71%（小数点以下第三位四捨五入）、それぞれ上回っております。

② 算定の経緯

当社は、当社及び対象者が今後の更なる成長を果たすためには、当社グループ経営戦略に沿った迅速かつ的確な意思決定とその実行によって、経営体質を強化していくことが必要不可欠であると考え、平成20年7月頃より両社間で協議を重ねてまいりました。

かかる協議の結果、本公開買付け及びその後に予定している株式交換により対象者を当社の完全子会社化することが、当社グループにおける経営資源の最適配置及び企業価値の最大化の観点から最善の選択であるものと判断いたしました。

（買付価格決定に至る過程）

当社は、買付価格を決定するにあたり平成20年7月に、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である日興コーディアル証券を当社のフィナンシャル・アドバイザーに選任し、日興コーディアル証券に対して、対象者の株式価値算定書を依頼した結果、平成20年9月22日で取得しております（なお、日興コーディアル証券からは買付価格の公正性に関する意見（フェアネスオピニオン）は取得していません。）。

日興コーディアル証券は、対象者の株式価値を算定するにあたり、本件における算定手法を検討した結果、類似上場会社比較法とDCF法の各手法を用いて算定しております。その結果は以下のとおりです。

i 類似上場会社比較法：107円から131円

ii DCF法：102円から156円

当社は、株式価値算定書の各手法の算定結果を慎重に検討しました。その結果、当社は、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの成立の見通し等も総合的に勘案し、かつ、対象者との

協議・交渉結果等も踏まえ、平成20年9月24日開催の当社取締役会において、最終的な買付価格を130円と決定いたしました。

(買付価格の公正性を担保するための措置について)

対象者は、当社が対象者の親会社であることから、対象者の他の株主に対して提示する買付価格その他の条件についてその公正性を担保するため、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であり、対象者のフィナンシャル・アドバイザーである新光証券から取得した株式価値算定書を参考にしました（なお、新光証券から公正性に関する意見（フェアネスオピニオン）は取得しておりません。）。また、対象者のリーガルアドバイザーである山崎法律事務所からも法的助言を得ました。

対象者はこれらの内容を踏まえたうえで、当社との協議内容や本公開買付けの諸条件を検討した結果、平成20年9月24日開催の取締役会において、本公開買付けの諸条件は妥当であり、対象者の株主に対して合理的な価格により対象者の株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けについて賛同の意を表明するとともに、対象者の株主に対して本公開買付けに応募することを勧める旨の決議を行いました。

(利益相反を回避するための措置)

当社と当社の連結子会社である対象者の間の利益相反を回避するための措置として、当社と対象者はそれぞれ別個に、当社及び対象者とは独立した第三者算定機関から株式価値に対する意見を取得し、それを参考に当社は本公開買付けの買付価格を決定し、対象者は本公開買付けに対する賛同等に関する判断をいたしました。

また、対象者の取締役会は本公開買付けに対する意見表明にかかる決議をするにあたり、新光証券による株式価値算定書に加え、対象者のリーガルアドバイザーである山崎法律事務所の助言も参考にいたしました。

なお、平成20年9月24日開催の対象者取締役会において本公開買付けに賛同するとともに、対象者の株主に対して本公開買付けに応募することを勧める旨の決議をするにあたっては、対象者の代表取締役社長である渡邊 淳氏及び取締役である佐藤 敏氏は当社の従業員であるため、対象者における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から審議及び決議には参加しておらず、対象者の社外監査役である草深 完至氏及び内藤高弘氏はいずれも当社の従業員であり、また常勤監査役上村和孝氏も当社の従業員であるため、それぞれ利益相反のおそれがあることから、上記審議及び決議に対していずれも意見を差し控えております。対象者の上記取締役会においては、このような利益相反回避のための措置が採られたうえで、上記渡邊氏及び佐藤氏以外の対象者の取締役全員が参加し、決議に参加した取締役の全員一致で賛同の意見を表明し、株主に対して本公開買付けに応募することを勧めることが決議されました。

③ 算定機関との関係

日興コーディアル証券は、当社及び対象者の関連当事者には該当しません。

(5) 買付予定の株券等の数

株式に換算した買付予定数	株式に換算した買付予定数の下限	株式に換算した買付予定数の上限
15, 234, 329 (株)	－ (株)	－ (株)

(注 1) 本公開買付けにおいては、買付け等を行う株券等の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注 2) 単元未満株式についても、買付け等の対象としております。但し、応募に際しては株券を提出する必要があります(株券が公開買付代理人(下記(11)に記載されているものをいいます。))により保管されている場合は、株券の提出は必要ありません。)。なお、会社法に従い株主より単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令に従い公開買付期間中に自己の株式を買取ることがあります。この場合、対象者は法令及び対象者株式取扱規程等に定める価格にて当該株式を買取ります。

(注 3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注 4) 株式に換算した買付予定数(以下「買付予定数」といいます。)は最大で 15,234,329 株となります。これは、対象者の平成 21 年 3 月期(第 84 期)第 1 四半期報告書(平成 20 年 8 月 6 日提出)に記載された平成 20 年 8 月 6 日現在の発行済株式総数(31,780,000 株)から本日現在対象者が所有する自己株式数(24,421 株)及び当社が所有する株式数(16,521,250 株)を控除した数です。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	16,521 個	(買付け等前における株券等所有割合 52.03%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	18 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.06%)
買付予定の株券等に 係る議決権の数	15,234 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	30,509 個	

(注 1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(15,234,329 株)に係る議決権の数です。

(注 2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(但し、対象者を除きます。)が保有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。但し、本公開買付けにおいては、特別関係者の保有する株券等についても買付け等の対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」を分子に加算しておりません。

(注 3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の平成 21 年 3 月期(第 84 期)第 1 四半期報告書(平成 20 年 8 月 6 日提出)に記載された平成 20 年 3 月 31 日現在の総株主等の議決権の数です。但し、当該議決権の数には、株式会社証券保管振替機構(以下「証券保管振替機構」といいます。)名義の完全議決権株式に係る議決権の数及び第三者による株券喪失登録のなされている株式に係る議決権の数が含まれておらず、また、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、同四半期報告書に記載された平成 20 年 3 月 31 日現在の証券保管振替機構名義の完全議決権株式(1,188,000 株)に係る議決権の数(1,188 個)、平成 20 年 3 月 31 日現在の第三者による株券喪失登録のなされている株式(1,000 株)による議決権制限個数(1 個)及び本日現在の単元未満株式の数(58,000 株)から本公開買付けで取得する予定のない本日現在において対象者が所有する単元未満の自己株式 421 株を控除した 57,579 株に係る議決権の数(57 個)を加え、「対象者の総株主等の議決権の数」を 31,755 個として計算しております。

(注 4)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 1,980 百万円

(注) 買付代金は、本公開買付けにおける買付予定数 (15,234,329 株) に、1 株当たりの買付け等の価格を乗じた金額です。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

② 決済の開始日

平成20年11月19日 (水曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等 (外国人株主等の場合にはその常任代理人) の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等 (外国人株主等の場合にはその常任代理人) の指定した場所へ送金します。

④ 株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けなかった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を、応募株主等の指示により、決済の開始日 (本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日) 以後遅滞なく、下記の方法により返還します。

- i 応募に際し公開買付代理人に対して株券等が提出された場合は、買付けられなかった株券等を応募株主等 (外国人株主等の場合はその常任代理人) に郵送又は交付します。
- ii 公開買付代理人により保管されている株券等について応募が行われた場合は、買付けられなかった株券等を応募が行われた時の保管の状態に戻します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。) 第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

公開買付者は、買付け等を行う株券等の上限及び下限を設定しておりません。従って、公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令 (昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。) 第14条第1項第1号イ乃至チ及びヲ乃至ソ、第2号、第3号イ乃至ト、第5号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

対象者が公開買付期間中に、法第27条の6第1項第1号の規定により令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください（但し、各営業店によって営業時間又は有価証券お取扱い時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします（但し、各営業店によって営業時間又は有価証券お取扱い時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。

解除書面を受領する権限を有する者

日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

（その他の日興コーディアル証券株式会社国内各営業店）

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、保管した応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日 平成 20 年 9 月 25 日（木曜日）

(11) 公開買付代理人 日興コーディアル証券株式会社
東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については、「1. 買付け等の目的」をご参照ください。

(2) 今後の業績への影響の見通し

本公開買付けが当社の平成21年3月期の連結業績予想に与える影響は軽微です。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

① 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者は、平成20年9月24日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意を表明するとともに、対象者の株主に対して本公開買付けに応募することを勧める旨の決議をしております。

② 本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程

当社グループは、情報関連機器（プリンタ・液晶プロジェクター・PC等）、電子デバイス（中・小型液晶ディスプレイ・水晶振動子・CMOS LSI等）、精密機器（ウォッチ・ウォッチムーブメント・プラスチック眼鏡レンズ・水平多関節型ロボット等）などの開発、製造、販売を主な事業とし、当社及び当社と一体となった国内外の製造・販売関係会社（連結子会社98社、非連結子会社のうち持分法適用会社2社、及び持分法適用関連会社4社）によって事業展開を行っております。

当社グループは、イメージングソリューションを提供するリーディングカンパニーとしての事業基盤を十二分に活かし、将来にわたって着実に成長していくための指針として、平成15年に中長期基本構想を策定し、i1（imaging on paper：プリンタ）、i2（imaging on screen：プロジェクター）、i3（imaging on glass：ディスプレイ）という当社グループの強みが活かせる事業ドメイン（3i）に経営資源を集中し、完成品事業と電子デバイス事業が連携を図りつつ各事業領域を拡大すると同時に、これらの3つの「i」分野が連携・融合しながら新しい市場や事業を創出していくことを目指しています。

一方、対象者は、昭和25年の設立以来、「ORIENTブランド」の腕時計の製造・販売を主たる業務として、グローバルな販売活動を展開しております。

対象者は、昭和36年10月には東京証券取引所市場第二部に株式を上場し、その後、子会社である秋田オリエント精密が、プリンタ部品及び水晶振動子の加工・組立・販売を行い、また株式会社ユーティーエスが半導体シリコンウェハの加工を行うことにより、情報関連事業及び電子デバイス事業にも進出し、グループの事業を拡大してきました。当社グループは、ウォッチ事業の販売先として、またプリンタ事業及び水晶デバイス事業の製造委託先として、対象者及びその子会社との取引を開始し、また対象者に対して資本参加及び役職員の派遣を行ってきました。対象者は、時計事業における国内の消費低迷などから業績が悪化し、平成12年3月期に連結債務超過に陥りました。これに対し、対象者は平成12年10月に再建計画を策定し、平成13年3月には財務基盤の安定化と関係強化を目的として、当社を引受先とする第三者割当増資を実施した結果、当社が51.99%の株式を保有することとなり、対象者は当社の連結子会社となりました。

その後対象者は、上場維持を図るべく、資本増強等債務超過解消の方策について検討を重ねましたが、平成15年3月期まで3期連続の債務超過に陥り、平成15年7月、対象者の株式は、東京証券取引所市場第二部の上場を廃止されました。現在対象者の株式は、日本証券業協会のグリーンシート銘柄の指定を受けております。

また、この間、秋田オリエント精密は、時計製造で培った精密加工・組立技術を活かして、当社グループのプリンタ製品に使用する部品の加工・組立及び水晶振動子の加工へと事業内容の転換を果たし、以降、当社グループの重要な国内製造拠点の一つとしての役割を担っています。

現在の当社グループを取り巻く事業環境につきましては、デジタル化の進展による参入障壁の低下がもたらした競争激化や、商品・技術の成熟化により差別化がますます困難になるなかで、熾烈な価格競争あるいは商品の短サイクル化などが進行し非常に厳しい状況にあります。このような厳しい事業環境を勝ち抜き、当社グループの今後の更なる成長を実現するためには、グループ経営戦略に沿った迅速かつ的確な意思決定とその実行によって、グループ経営体質を強化していくことが必要不可欠となります。そして、当社グループの中長期基本構想でも当社グループの支柱事業として位置づけられているプリンタ事業、及び電子デバイス事業の中核となる水晶デバイス事業において、これを実現するためには、対象者グループとの一層の連携強化が必要となります。

そこで当社は、本公開買付け及びその後に予定している株式交換により対象者を完全子会社化し、必要な施策を推進していくことが、当社グループの経営のスピードを向上するとともに更なる効率化の実現につながり、当社グループにおける経営資源の最適配置及び企業価値の最大化の観点から最善の選択であるものと判断いたしました。

対象者にとりましても、対象者グループの主力事業である情報関連事業と電子デバイス事業が、当社グループからの製造受託であるという性格を有することから、対象者グループが独自に生産技術力や生産性を向上するには限界があります。今後予想される対象者グループの厳しい事業環境を考慮すると、対象者が当社の完全子会社となることによって、対象者グループは、当社グループ内において、より柔軟かつ機動的に事業基盤を強化するとともに、安定的な企業経営を実現することができ、最終的には対象者の顧客、従業員及び取引先等のステークホルダーに持続的な利益を提供する好機になるものと考えております。

なお、当社は、対象者の完全子会社化後も、対象者の従業員及び時計事業等に関連するブランド等につきましては維持継続する予定です。当社は、対象者の完全子会社化を完了した後は、対象者グループが当社グループの技術、ノウハウ、生産設備、生産方式などの経営資源を有効活用することにより、より効率的かつ機動的な事業オペレーション体制を構築できるよう、対象者の経営を行ってまいります。まず、秋田オリエント精密が営むプリンタ事業については、自動化・高効率合理化生産設備の共同開発と導入により、高品質・低コスト製品の製造・加工を可能とし、対象者グループ、ひいては当社グループのさらなる競争力強化につなげることを目指します。また、同様に秋田オリエント精密が営む水晶デバイス事業についても、当社グループの主力製品で今後多彩なアプリケーションへの搭載が期待されるジャイロセンサーなどの国内量産基幹拠点として位置付け、新たな生産方式の開発・導入により生産効率性を向上するとともに、製品の量産立ち上げを中心に商品開発のスピード化を実現し、事業の拡大と強化を目指していきます。一方、対象者グループの時計事業においては、当社グループの有する精密機器事業における生産・製造に関する技術、ノウハウ、人材などの経営資源の活用を通して、製造基盤の強化を図るとともに一層の採算改善に取り組むこととします。これらの施策により、対象者グループの

事業体質及び経営基盤の強化を行ない、対象者グループ、ひいては当社グループ全体の企業価値の最大化を図っていきたいと考えております。

また、当社は、対象者の完全子会社化後も、対象者グループを含めた当社グループ内における経営資源の最適配分及びそれによる当社グループ全体の企業価値の最大化の観点から、当社グループと対象者グループとのさらなる関係強化を図りつつ、当社グループ内外における再編を含むあらゆる可能性も視野に入れ、その時々における最善の施策を継続的に検討し、実施していく所存です。

なお、上記各施策の決定及び実行にあたって、適時開示の必要が生じた場合には、適時開示規則に従い、適切に情報開示をいたします。

③ 買付価格の公正性を担保するための措置

当社は、本公開買付けにおける対象者株式の買付価格の公正性を担保するため、買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であり、当社のフィナンシャル・アドバイザーである日興コーディアル証券から平成20年9月22日に提出された株式価値算定書を参考にいたしました（なお、日興コーディアル証券からは買付価格の公正性に関する意見（フェアネスオピニオン）は取得しておりません。）。日興コーディアル証券は、類似上場会社比較法、DCF法の各手法を用いて対象者の株式価値を算定しております。それぞれの手法によって算定された対象者の1株あたりの株式価値の範囲は、類似上場会社比較法では107円から131円、DCF法では102円から156円であります。当社は、かかる株式価値算定書を参考にし、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの成立の見通し等も総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉結果等もふまえ、平成20年9月24日開催の当社取締役会において、最終的な買付価格を130円と決定いたしました。なお、買付価格130円は、当社取締役会開催日の前営業日（平成20年9月22日）直近の取引成立日（平成20年9月22日）において成立した取引の売買価格70円に対して、85.71%（小数点以下第三位四捨五入）、当社取締役会開催日の前営業日（平成20年9月22日）において日本証券業協会が公表した対象者普通株式の買い気配値70円に対して、85.71%（小数点以下第三位四捨五入）、それぞれ上回っております。

一方、対象者においては、当社が対象者の親会社であることから、対象者の他の株主に対して提示する買付価格その他の条件についてその公正性を担保するため、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であり、対象者のフィナンシャル・アドバイザーである新光証券から、平成20年9月22日に提出された株式価値算定書を参考にいたしました（なお、新光証券から買付価格の公正性に関する意見（フェアネスオピニオン）は取得しておりません。）。また、対象者のリーガルアドバイザーである山崎法律事務所からも対象者の意思決定の公正性の担保について必要な法的助言も得ております。

対象者はこれらの内容を踏まえたうえで、当社との協議内容や本公開買付けの諸条件を検討した結果、平成20年9月24日開催の取締役会において、本公開買付けの諸条件は妥当であり、対象者の株主に対して合理的な価格により対象者の株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けについて賛同の意を表明するとともに、対象者の株主に対して本公開買付けに応募することを勧める旨の決議を行いました。

以上に加え、当社は、本公開買付けにおける公開買付期間を比較的長期間である34営業日に設定することにより、他の買付者による買付けの機会を確保するとともに、対象者の株主に対して本公開買付けの応募の適切な判断機会を提供しております。また、当社と対象者との間で、対象者株式の買付けにつ

いて、他の買付者の出現及び遂行を阻害するような合意は存在していません。このように、第三者からの買付けの機会を確保することにより、本公開買付け価格の適正性を客観的にも担保しています。

④ 利益相反を回避するための措置

当社と当社の連結子会社である対象者の間の利益相反を回避するための措置として、上記②記載のとおり、当社と対象者はそれぞれ別個に、当社及び対象者とは独立した第三者算定機関から株式価値算定書を取得し、それを参考に当社は本公開買付けの買付け価格を決定し、対象者は本公開買付けに対する賛同等に関する判断をいたしました。

また、対象者の取締役会は本公開買付けに対する意見表明にかかる決議をするにあたり、新光証券による株式価値算定書に加え、対象者のリーガルアドバイザーである山崎法律事務所の助言も参考にいたしました。なお、平成20年9月24日開催の対象者取締役会において本公開買付けに賛同するとともに、対象者の株主に対して本公開買付けに応募することを勧める旨の決議をするにあたっては、対象者の代表取締役社長である渡邊淳氏及び取締役である佐藤敏氏は当社の従業員であるため、対象者における意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から審議及び決議には参加しておらず、対象者の社外監査役である草深完至氏及び内藤高弘氏はいずれも当社の従業員であり、また常勤監査役上村和孝氏も当社の従業員であるため、それぞれ利益相反のおそれがあることから、上記審議及び決議に対していずれも意見を差し控えております。対象者の上記取締役会においては、このような利益相反回避のための措置が採られたうえで、上記渡邊氏及び佐藤氏以外の対象者の取締役全員が参加し、決議に参加した取締役の全員一致で賛同の意見を表明し、株主に対して本公開買付けに応募することを勧めることが決議されました。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

① 第84期第1四半期報告書の概要

対象者は、平成20年8月6日に第84期第四半期報告書を提出しております。当該報告書に基づく、対象者の連結損益状況等の概要は以下の通りです。

i 損益の状況

会計期間	平成21年3月期 (第84期第1四半期)
売上高 (百万円)	7,842
売上原価 (百万円)	6,994
販売費及び一般管理費 (百万円)	658
営業外収益 (百万円)	26
営業外費用 (百万円)	36
四半期純利益 (百万円)	123

ii 1株当たりの状況

会計期間	平成21年3月期 (第84期第1四半期)
1株当たり四半期純利益 (円)	3.88
1株当たり配当金 (円)	—
1株当たり純資産額 (円)	170.56

② 平成21年3月期第2四半期累計期間業績予想値の修正（平成20年4月1日～平成20年9月30日）の概要

対象者は、平成20年9月22日に「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表に基づく、対象者の業績予想の修正概要は以下の通りです。

i 連結

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
前回発表予想 (A) (平成20年7月28日発表) (百万円)	16,200	430	400	200
今回発表予想 (B) (百万円)	17,100	560	560	280
増減額 (B-A) (百万円)	900	130	160	80
増減率 (%)	5.5	30.2	40.0	40.0
前期 (平成19年9月中間期) 実績 (百万円)	15,329	1,232	1,233	741

ii 単独

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
前回発表予想 (A) (平成20年4月28日発表) (百万円)	4,100	—	110	80
今回発表予想 (B) (百万円)	4,100	—	130	50
増減額 (B-A) (百万円)	0	—	20	△30
増減率 (%)	—	—	18.1	△37.5
前期 (平成19年9月中間期) 実績 (百万円)	14,373	253	258	156

(注) 百万円単位未満切捨てによっております。

以 上